

# 会 議 録 第 1 号

1. 招集日時 平成30年3月2日(金) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

1番 藤田尚美君  
2番 秋山泉君  
3番 尾野政子君  
4番 甲斐徳之助君  
5番 守屋常雄君  
6番 杉森弘之君  
7番 須藤京子君  
8番 黒木のぶ子君  
9番 池辺己実夫君  
10番 市川圭一君  
11番 伊藤裕一君  
12番 長田麻美君  
13番 山本伸子君  
14番 遠藤憲子君  
15番 鈴木かずみ君  
16番 利根川英雄君  
17番 山越守君  
18番 板倉香君  
19番 柳井哲也君  
20番 中根利兵衛君  
21番 小松崎伸君  
22番 石原幸雄君

1. 欠席議員 なし

## 1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
監 査 委 員	早 川 広 行 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	飯 泉 栄 次 君
総 務 部 長	中 澤 勇 仁 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	川 上 秀 知 君
環境経済部長	山 岡 康 秀 君
建 設 部 長	八 島 敏 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	山 越 恵美子 君
農業委員会事務局長	結 速 武 史 君
経営企画部次長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 次 長	小 林 和 夫 君
市民部次長	植 田 裕 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
保健福祉部次長	小 川 茂 生 君
環境経済部次長	梶 由紀夫 君
建設部次長	岡 野 稔 君
建設部次長	藤 田 聡 君
建設部次長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	杉 本 和 也 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本	仁君
庶務議事課長	野島	貴夫君
庶務議事課長補佐	飯田	晴男君
書記	飯村	彰君

## 平成30年第1回牛久市議会定例会会期日程

日次	月 日	曜	開議時刻	摘 要
第1日	3月 2日	金	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開 会</li> <li>○議席の一部変更の件</li> <li>○会議録署名議員の指名</li> <li>○諸般の報告</li> <li>○会期の決定</li> <li>○議案上程 (5号～33号)</li> <li>○提案者説明</li> <li>○予算特別委員会設置の件</li> <li>○議案上程 (34号)</li> <li>○提案者説明</li> <li>○質 疑</li> <li>○討 論</li> <li>○採 決</li> <li>○意見書案上程(1号～6号)</li> <li>○提案者説明</li> <li>○休会の件</li> <li>○散 会</li> </ul>
第2日	3月 3日	土	休 会	
第3日	3月 4日	日	休 会	
第4日	3月 5日	月	休 会	議案調査
第5日	3月 6日	火	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開 議</li> <li>○一般質問</li> <li>○延 会</li> </ul>

第6日	3月7日	水	午前10時	○開 議 ○一般質問 ○延 会
第7日	3月8日	木	午前10時	○開 議 ○一般質問 ○散 会
第8日	3月9日	金	午前10時	○開 議 ○議案上程 (5号～33号) ○意見書案上程 (1号～6号) ○質 疑 ○委員会付託 ○休会の件 ○散 会
第9日	3月10日	土	休 会	
第10日	3月11日	日	休 会	
第11日	3月12日	月	休 会	○予算特別委員会
第12日	3月13日	火	休 会	議案調査
第13日	3月14日	水	休 会	○予算特別委員会
第14日	3月15日	木	休 会	○予算特別委員会
第15日	3月16日	金	休 会	議案調査
第16日	3月17日	土	休 会	
第17日	3月18日	日	休 会	
第18日	3月19日	月	休 会	○総務常任委員会

第19日	3月20日	火	休 会	○教育民生常任委員会
第20日	3月21日	水	休 会	
第21日	3月22日	木	休 会	○産業建設常任委員会
第22日	3月23日	金	休 会	議事整理
第23日	3月24日	土	休 会	
第24日	3月25日	日	休 会	
第25日	3月26日	月	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開 議</li> <li>○議案上程 (5号～33号)</li> <li>○意見書案上程 (1号～6号)</li> <li>○請願上程 (継続審査5号)</li> <li>○各委員長報告</li> <li>○委員長に対する質疑</li> <li>○討 論</li> <li>○採 決</li> <li>○利根川水系県南水防事務組合理事会議員選挙</li> <li>○閉会中の事務調査の件</li> <li>○閉 会</li> </ul>

# 平成30年第1回牛久市議会定例会

## 議事日程第1号

平成30年3月2日（金）午前10時開会

- 日程第 1. 議席の一部変更について
- 日程第 2. 会議録署名議員の指名
- 日程第 3. 会期の決定
- 日程第 4. 議案第 5号 牛久市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について
- 日程第 5. 議案第 6号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第 7号 牛久市文化芸術振興条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7. 議案第 8号 牛久市地域福祉計画審議会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8. 議案第 9号 牛久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9. 議案第10号 牛久市障害者自立支援協議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第10. 議案第11号 牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第11. 議案第12号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第12. 議案第13号 牛久市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13. 議案第14号 牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14. 議案第15号 牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第15. 議案第16号 牛久市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16. 議案第17号 牛久市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強

化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例  
の一部を改正する条例について

- 日程第17. 議案第18号 牛久市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第18. 議案第19号 平成29年度牛久市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第19. 議案第20号 平成29年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20. 議案第21号 平成29年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第21. 議案第22号 平成29年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22. 議案第23号 平成30年度牛久市一般会計予算
- 日程第23. 議案第24号 平成30年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第24. 議案第25号 平成30年度牛久市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第25. 議案第26号 平成30年度牛久市青果市場事業特別会計予算
- 日程第26. 議案第27号 平成30年度牛久市小規模水道事業特別会計予算
- 日程第27. 議案第28号 平成30年度牛久市介護保険事業特別会計予算
- 日程第28. 議案第29号 平成30年度牛久市工業用地造成事業特別会計予算
- 日程第29. 議案第30号 平成30年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第30. 議案第31号 牛久市道路線の認定について
- 日程第31. 議案第32号 牛久市道路線の路線変更について
- 日程第32. 議案第33号 牛久市道路線の廃止について
- 日程第33. 予算特別委員会の設置について
- 日程第34. 議案第34号 牛久市等公平委員会委員の選任について
- 日程第35. 意見書案第1号 地方議会議員年金制度の復活に反対する意見書の提出について
- 日程第36. 意見書案第2号 政治分野における男女共同参画の推進を求める意見書の提出について
- 日程第37. 意見書案第3号 性犯罪等被害者への支援の拡充を求める意見書の提出について
- 日程第38. 意見書案第4号 子育て支援の拡充を求める意見書の提出について
- 日程第39. 意見書案第5号 東海第二原発の延長申請の強行に抗議し、茨城県と原子力所在地域首長懇談会6市村に要望する意見書の提出について
- 日程第40. 意見書案第6号 旧優生保護法下において避妊を強制された被害者に対する謝



罪と賠償等を求める意見書の提出について

日程第4 1. 休会の件

午前10時02分開会

○議長（板倉 香君） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しておりますので、平成30年第1回牛久市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、議席の一部変更についてを議題といたします。

—————○—————  
議席の一部変更について

○議長（板倉 香君） 22番石原議員が使用していた椅子の修繕が完了したために変更するものであります。

会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。

変更した議席はお手元に配付の議席表のとおりであります。

お諮りいたします。お手元に配付の議席表のとおり、議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 御異議なしと認めます。お手元に配付の議席表のとおり、議席の一部を変更することに決定いたしました。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

—————○—————  
会議録署名議員の指名

○議長（板倉 香君） 会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、17番山越 守君、19番柳井哲也君をそれぞれ指名いたします。

次に、この際、諸般の報告をいたします。

まず、今期定例会に提出のあった案件は、市長提出議案第5号ないし議案第34号の30件、意見書案第1号ないし意見書案第6号の6件、陳情第1号の1件であります。

また、陳情第1号の1件につきましては、内容を十分検討の上、考慮されますようお願いいたします。

次に、市長から地方自治法第180条第2項の規定により、報告第6号の1件の専決処分について報告がありましたので、その写しをもって報告済みといたします。

次に、今期定例会に説明員として地方自治法第121条の規定により出席した者は、お手元

に配付した名簿のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。



会期の決定について

○議長（板倉 香君） お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月26日までの25日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月26日までの25日間と決定いたしました。

次に、日程第4、議案第5号ないし日程第32、議案第33号の29件を一括議題といたします。



議案第 5号 牛久市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について

議案第 6号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 7号 牛久市文化芸術振興条例の一部を改正する条例について

議案第 8号 牛久市地域福祉計画審議会設置条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 牛久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議案第10号 牛久市障害者自立支援協議会条例の一部を改正する条例について

議案第11号 牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第12号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第13号 牛久市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

議案第14号 牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第15号 牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 議案第16号 牛久市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 牛久市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第18号 牛久市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第19号 平成29年度牛久市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第20号 平成29年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第21号 平成29年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第22号 平成29年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第23号 平成30年度牛久市一般会計予算
- 議案第24号 平成30年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第25号 平成30年度牛久市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第26号 平成30年度牛久市青果市場事業特別会計予算
- 議案第27号 平成30年度牛久市小規模水道事業特別会計予算
- 議案第28号 平成30年度牛久市介護保険事業特別会計予算
- 議案第29号 平成30年度牛久市工業用地造成事業特別会計予算
- 議案第30号 平成30年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第31号 牛久市道路線の認定について
- 議案第32号 牛久市道路線の路線変更について
- 議案第33号 牛久市道路線の廃止について

○議長（板倉 香君） 提案者に提案理由の説明を求めます。市長根本洋治君。

〔市長根本洋治君登壇〕

○市長（根本洋治君） おはようございます。

本日、平成30年第1回牛久市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位に御出席を賜り、ここに開会できますことを心から感謝申し上げる次第であります。

本定例会に提出しました議案は、平成30年度一般会計、特別会計予算案を初め、条例の制定及び改正、補正予算、道路の認定、路線変更及び廃止並びに人事案件等、全部で30件であります。

これらの議案の説明に先立ち、平成30年度当初予算編成の基本的な考え方について御説明申し上げます。

国は、昨年12月に「人づくり革命」と「生産性革命」を車の両輪として少子高齢化という最大の壁に立ち向かうための2兆円規模の新しい政策パッケージを決定し、日本経済の持続的な成長を目指しております。

茨城県においても、人口減少社会への対応として「新しい人財育成」を4本の柱の一つに掲げ、グローバル社会で活躍する「人財」の育成に取り組むこととしております。

牛久市では、平成29年度から「将来に希望の持てるまち」を実現するために「生涯活躍のまち」「安心した出産と子育ての負担軽減」「地域経済の活性化・経済循環」「観光資源を活用した活性化」「再び転入超過の波を呼び込むまちづくり」の5つの柱を掲げ、それぞれに新たな取り組みに着手したところです。

平成30年度においては、これらの取り組みをさらに一歩進め、具体的な成果へとつながるよう充実を図ることといたしました。

ひたち野うしく中学校の建設、武道館そして第一幼稚園及び保育園の建設は、まさに国の「人づくり革命」、県の「新しい人財育成」の基盤となる施設整備事業であります。平成30年度は、これらの事業が本格的にスタートいたしますが国や県補助金、財政調整基金等の財源を最大限活用し、出産・子育てから高齢者までの社会保障経費等を初めとする市民サービスのソフト事業もあわせて予算化いたしました。

保育士確保のための処遇改善補助金、おたふくかぜの予防接種の助成の拡充、訪問型産後ケアの実施、小学校のタブレット型パソコンの導入、小中学校への電子黒板やテレビモニターの整備等、子供たちへのソフト事業も取り入れ、まちの魅力を高めるとともに内外に子育てのまちをアピールし、定住人口、特に若者や現役世代の人口増加につなげ、子供からお年寄りまでの人が安心して住み暮らせるまちを目指します。

牛久市では、これまで取り組んできた人口増加策の成果と効果を十分に検証するとともに、牛久市ならではの地方創生の実現に向け、前年度比8.4%増の一般会計277億7,000万円、全会計451億6,700万円の平成30年度予算案を編成いたしました。

まず、一般会計当初予算のうち、歳入の主なものといたしまして、収入の根幹となる市税は、個人・法人市民税及びたばこ税において減収となるものの、大規模工場の増築等に伴う設備投資の増加、固定資産税、都市計画税の増収が見込まれることから、総額では前年度比2.1%、約2億5,100万円増の120億200万円、地方消費税交付金は、平成30年度より地方消費税の清算基準の見直しに伴い11.4%、約1億3,800万円増の13億5,200万円となっております。

国庫支出金は、ひたち野うしく中学校、武道館及び認定こども園施設整備費補助金等の事業に伴い10.1%、約3億8,100万円増の約41億5,100万円、県支出金は保育所等

整備費補助金等の計上に伴い5.7%、約1億300万円増の19億1,000万円、繰入金は、ふるさと基金繰入金、借地取得基金繰入金が減少したものの財政調整基金繰入金を大型投資事業に充当したために21.0%、約1億2,000万円増の6億9,200万円、市債につきましても、大型投資事業の推進に伴う財源確保として48.9%、約10億200万円増の30億5,100万円となっております。

次に、歳出の主なものといたしまして、総務費は、2行政区の集会施設整備が終了したものの、ひたち野りフレ空調設備改修工事の新規計上に伴い7.1%、約2億1,200万円増の32億1,900万円、民生費は国民健康保険事業特別繰出金を減額したものの、認定こども園の建設費補助金の新規計上等により1.6%、約1億6,200万円増の100億1,900万円となっております。

衛生費は、清掃工場延命化事業の減額等に伴い9.5%、約2億8,300万円減の27億500万円となっております。

教育費は、ひたち野うしく中学校、武道館、第一幼稚園、認定こども園の建設に伴い61.0%、21億700万円増の55億6,300万円となっております。

また、性質別の歳出状況では、義務的経費を構成する人件費、扶助費及び公債費の全項目が増加しており、義務的経費の合計は前年度比1.5%、1億9,200万円増の約127億3,900万円となっており、財政の硬直化が懸念されます。

物件費につきましては、電算システムの改修費、橋梁の点検委託を含む公共施設長寿命化計画策定の増により8.6%、4億700万円増の51億4,300万円となっております。

繰出金につきましては、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計への繰出金が増加したものの、国民健康保険事業特別会計への繰出金が減少したことに伴い、6.6%、1億9,700万円減の27億9,200万円となっております。

次に特別会計につきましては、7会計合わせて総額173億9,700万円となり、前年度比7.2%、13億4,400万円の減額となっております。

まず、国民健康保険事業特別会計につきましては、国民健康保険の都道府県化により前年度比16.0%、16億1,600万円減の85億800万円、公共下水道事業特別会計につきましては、雨水及び汚水の建設事業費の減額に伴い1.9%、4,300万円減の22億4,500万円、青果市場事業特別会計につきましては、青果市場の運営経費の減額により14.3%、300万円減の1,800万円、介護保険事業特別会計につきましては、介護サービス給付の増加に伴い3.6%、1億7,700万円増の50億3,700万円、後期高齢者医療事業特別会計につきましては、保険給付費の増加により9.7%、1億4,100万円増の15億8,900万円となっております。

以上が平成30年度予算案の概要であります。

全国的に人口減少が進む中、牛久市の人口は微増ではありますが転入の超過を維持し、今までの財政投資の成果が確実にあらわれております。しかし、少子高齢化に伴い、扶助費を初めとする社会保障経費のさらなる増加が見込まれる中、行政事務経費等の経常経費の削減は、ますます重要となります。対話による市民の視点に立った施策を事業推進の中心に据え、これまで以上に予算執行段階での厳しい精査と、効率的かつ計画的な事業展開に取り組んでまいりますので、議員各位のなお一層のお力添えをお願い申し上げます。

それでは、人事案件を除く議案につきまして、御説明申し上げます。

議案第5号は、牛久市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例についてであります。

本件は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を市町村が条例で定めることとなったため、制定するものであります。

議案第6号は、牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、新たな職の設置に伴い報酬額を定めるもの及び職の廃止に伴い報酬額に関する規定を削るものであります。

新たに報酬額を定めるものは、牛久市胃内視鏡検診運営委員会設置要綱に基づき設置される胃内視鏡検診運営委員会委員及び在宅医療・介護連携推進事業を進めるために設置される在宅医療介護連携推進協議会委員であります。

報酬額に関する規定を削るものは、委員会から報告書が提出され、所掌事務を終えた牛久市小坂城址土地購入事務処理調査委員会委員であります。

議案第7号は、牛久市文化芸術振興条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、文化芸術振興基本法の改正に伴い、条例の題名及び文言について改めるものでございます。

議案第8号は、牛久市地域福祉計画審議会設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、社会福祉法の改正に伴い、引用条項の改正を行うものでございます。

議案第9号は、牛久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例であります。

本件は、高齢者の医療の確保に関する法律の改正により、特例による前住所地の国民健康保険の被保険者である施設入所者等が、75歳到達により後期高齢者となった場合に、特例を引き継いで前住所地の広域連合の被保険者となるよう変更されることに伴い、改正するものであ

ります。

議案第10号は、牛久市障害者自立支援協議会条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、児童福祉法の改正により、障害児福祉サービスに係る提供体制を計画的に構築するため、市町村に対し、障害児福祉計画の策定が義務づけられることに伴い、牛久市障害者自立支援協議会の所掌事務に障害児福祉計画に関する事項を加えるものであります。

議案第11号は、牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、国民健康保険法等の改正により、平成30年度から都道府県が市町村とともに国民健康保険の保険者となることに伴い、文言を改正するものであります。

議案第12号は、牛久市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、3年に一度の介護保険料の見直し時期であることから、牛久市介護保険運営協議会の審議結果を踏まえ、平成30年度から3年間の介護保険料の基準額を据え置くとともに、介護保険法の改正に伴い、第2号被保険者の配偶者や世帯員等に対して質問検査権が及ぶよう改めるものであります。

議案第13号は、牛久市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、介護保険法及び関係省令の改正により、医療と介護の連携を強化する観点から、運営基準等の関連条項を改正するものであります。

議案第14号は、牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、介護保険法及び関係省令の改正により、看護小規模多機能型居宅介護事業の指定基準の緩和、認知症対応型通所介護における利用定員の見直し、認知症対応型共同生活介護入居者の身体的拘束等のさらなる適正化等の関連条項を改正するものであります。

議案第15号は、牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、介護保険法及び関係省令の改正による介護予防認知症対応型通所介護における利用定員の見直し及び介護予防認知症対応型共同生活介護入居者の身体拘束等のさらなる適正化等を図るための関連条項を改正するものであります。

議案第16号は、牛久市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。



本件は、介護保険法施行規則の改正に伴い、関連する条項を改正するものであります。

議案第17号は、牛久市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、関連法の改正に伴い、圏央道沿線地域13市町村及び茨城県が策定した緑地率を緩和する対象地域である重点促進区域を定めた基本計画が改訂され、改正法に基づく国の同意を得たことから、引用条項及び文言を改めるとともに、当該条例の有効期限を5年間延長するため、改正するものであります。

議案第18号は、牛久市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、公営住宅法の改正に伴い、認知症患者等である公営住宅入居者の収入申告義務を緩和することができるよう、及び引用条項を整理するため、改正するものであります。

議案第19号から22号までは、平成29年度一般会計及び各特別会計の補正予算でありまして、それぞれ最終予算として計上するものであります。

議案第19号は、平成29年度牛久市一般会計補正予算（第6号）でありまして、既定の予算額に1億7,834万8,000円を追加し、予算の総額を263億8,236万4,000円とするもので、歳入歳出予算、繰越明許費、債務負担行為及び地方債について補正するものであります。

なお、本件におきましては、国の補正予算に伴う追加事業として、「牛久運動公園駐車場整備」、「牛久第一中学校体育館改築」、「牛久南中学校校舎大規模改修」の3事業につきまして採択されたことから、平成30年度実施予定事業を前倒しし、予算計上を行っております。

まず、第1表の歳入歳出予算のうち、歳入の主なものといたしまして、国庫支出金につきましては、国の補正予算採択に伴う社会資本整備総合交付金、学校施設環境改善交付金の計上及び本年度交付見込みに伴う障害者自立支援給付費負担金、道路橋梁費補助金等の減額計上であります。

繰入金につきましては、根古屋川緑地整備事業における借地取得額の確定に伴う借地取得金の繰戻し及び今回の補正予算調製を行った結果の余剰分を財政調整基金に繰戻すものでございます。

歳出につきましては、本年度の執行見込みに伴う予算の過不足に対する補正を行っておりますが、その他の主なものといたしまして、国の補正予算に採択された事業につきまして、土木費の都市計画費、教育費の中学校費にそれぞれ計上しております。

また、基金への積み立てといたしまして、総務費の総務管理費には財政調整基金積立金を計上し、衛生費の清掃費では生活環境施設整備基金積立金の計上を行っております。

第2表の繰越明許費につきましては、国の補正予算採択事業を追加するほか、2事業について

て本年度内の完了ができない見込みから、予算を翌年度に繰り越して使用するため設定するものであります。

第3表の債務負担行為につきましては、既に設定してある「被災住宅復興支援利子補給補助金」について、期間の変更を行うものであります。

第4表の地方債につきましては、国の補正予算採択に伴う牛久運動公園駐車場整備事業債、中学校施設整備事業債の追加及び歳出事業費の確定に伴う減額等であります。

議案第20号は、平成29年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でありまして、既定の予算額に2,876万9,000円を追加し、予算の総額を99億4,209万3,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

第1表の歳入歳出予算のうち、歳入といたしましては、国民健康保険税につきましては一般被保険者等国民健康保険税の減額計上であります。繰入金につきましては一般会計繰入金を増額計上であります。

歳出の主なものといたしましては、共同事業拠出金の増額計上であります。

議案第21号は、平成29年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）でありまして、既定の予算額から6,063万9,000円を減額し、予算の総額を23億1,117万2,000円とするもので、歳入歳出予算、繰越明許費及び地方債について補正するものであります。

第1表の歳入歳出予算につきましては、歳出予算について下水道建設費等の不用額の減額を行うとともに、歳入予算において地方債、一般会計繰入金をそれぞれ減額するものであります。

第2表の繰越明許費は、県が施工する霞ヶ浦常南流域下水道建設事業への負担金について、新たに設置するほか、既に設定してある「柏田排水区の雨水管渠布設事業」において、金額の変更を行うものであります。

議案第22号は、平成29年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）でありまして、既定の予算額に4,676万6,000円を追加し、予算の総額を15億2,821万7,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

本件につきましては、本年度の保険料収入見込みの増額に伴い、後期高齢者医療保険料納付金の増額計上等を行うものであります。

議案第31号は、牛久市道路線の認定についてであります。

本件は、開発行為による5路線を認定するものであります。

議案第32号は、牛久市道路線の路線変更についてであります。

本件は、市道23号線の一部開通に伴う1路線及び排水整備事業に伴う1路線の2路線を路線変更するものであります。

議案第33号は、牛久市道路線の廃止についてであります。

本件は、つけかえによる2路線を廃止するものであります。

以上が、平成30年度各会計予算並びに条例の制定及び改正、平成29年度各会計補正予算の概要等ではありますが、詳細につきましては、お手元の議案書等により御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（板倉 香君） 以上で市長の提案理由の説明は終わりました。



予算特別委員会の設置について

○議長（板倉 香君） 次に、日程第33、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

今期定例会に上程されております議案第23号ないし議案第30号の8件を審査するため、委員会条例第6条の規定により、11人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 御異議なしと認めます。よって、11人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、3番尾野政子議員、4番甲斐徳之助議員、8番黒木のぶ子議員、9番池辺己実夫議員、10番市川圭一議員、11番伊藤裕一議員、12番長田麻美議員、13番山本伸子議員、14番遠藤憲子議員、15番鈴木かずみ議員、17番山越 守議員の以上11名の議員を指名し選任いたします。

なお、予算特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、委員会条例第10条第1項の規定により、議長において、予算特別委員会を本日議会終了後に開催いたします。開催時間につきましては、追って各会派室にお知らせいたします。

### 予算特別委員会委員

委員	尾野政子	委員	甲斐徳之助
委員	黒木のぶ子	委員	池辺己実夫
委員	市川圭一	委員	伊藤裕一

委員	長 田 麻 美	委員	山 本 伸 子
委員	遠 藤 憲 子	委員	鈴 木 か ず み
委員	山 越 守		

次に、日程第34、議案第34号の1件を議題といたします。



議案第34号 牛久市等公平委員会委員の選任について

○議長（板倉 香君） 提案者に提案理由の説明を求めます。市長根本洋治君。

〔市長根本洋治君登壇〕

○市長（根本洋治君） 議案第34号は、牛久市等公平委員会委員の選任についてであります。

本件は、現公平委員会委員であります吉井利雄氏が、本年3月31日をもって任期満了となるため、新たにひたち野西在住の榊 進氏を選任しようとするものであります。

榊氏は、識見、人格ともにすぐれた方であり、公平委員会委員として適任者であると確信し、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、今回の選任による榊氏の任期は、平成34年3月31日までとなります。

何とぞ御同意くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（板倉 香君） 以上で市長の提案理由の説明は終わりました。

これより、議案第34号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第34号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第34号の1件については、会議規則第37条第3項の規定により常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 御異議なしと認めます。よって、議案第34号の1件については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で討論を終結いたします。

これより、議案第34号について採決いたします。

議案第34号、牛久市等公平委員会委員の選任について。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、本案はこれに同意することに決しました。

ここで、自席にて暫時休憩いたします。

午前10時34分休憩

---

午前10時34分開議

○議長（板倉 香君） 会議を再開します。

次に、日程第35、意見書案第1号についてを議題といたします。

---

意見書案第1号 地方議会議員年金制度の復活に反対する意見書の提出について

○議長（板倉 香君） 提案者に提案理由の説明を求めます。12番長田麻美君。

〔12番長田麻美君登壇〕

○12番（長田麻美君） それでは、意見書案の朗読をもって提案理由とさせていただきます。

意見書案第1号、地方議会議員年金制度の復活に反対する意見書（案）

地方議会議員年金制度は、平成23年6月1日に廃止された。

しかしながら、平成24年5月24日に第104回市議会議員共済会代議員会において、廃止された地方議会議員年金にかわる新たな地方議会議員の年金として、市町村長や勤労者が加入する基礎年金に上乗せの報酬比例部分のある公的年金制度への加入を求める決議がなされた。

また、平成28年7月及び平成29年8月には全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会において、同様の決議や要望を採択し、国や国会の関係方面に要請活動がおこなわれている。

議員年金制度は、廃止されたものの元議員等の既存支給者への給付はこの先約50年続き、その公的負担累計総額は、約1兆1,400億円にもなる。その原資はすべて税金であり、国や各地方自治体の財政運営に少なからぬ影響を与えている。

国民の日常生活は依然として厳しい環境に置かれている中で、地方議員だけを特別扱いすることは許されない。地方議会議員年金制度廃止後も、莫大な税金投入が続いており、この制度を復活させれば、さらなる公費負担が必要になり、到底国民の理解を得られるものではない。国民目線から遠くかけ離れた議長会の決議・要望は許容できるものではない。

よって、国におかれては、各議長会が進める地方議会議員年金制度の復活には断固反対し、制度復活しないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上よろしく申し上げます。

○議長（板倉 香君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第36、意見書案第2号ないし日程第38、意見書案第4号の3件について、一括議題といたします。



意見書案第2号 政治分野における男女共同参画の推進を求める意見書の提出について

意見書案第3号 性犯罪等被害者への支援の拡充を求める意見書の提出について

意見書案第4号 子育て支援の拡充を求める意見書の提出について

○議長（板倉 香君） 提案者に提案理由の説明を求めます。8番黒木のぶ子君。

[8番黒木のぶ子君登壇]

○8番（黒木のぶ子君） 意見書案第2号、3号、4号とあわせて提案させていただきます。

政治分野における男女共同参画の推進を求める意見書（案）

少子高齢化、人口減少社会の中で、我が国の持続的成長を実現し、社会の活力を維持していくためには、国民一人ひとりが、その個性に応じた多様な能力を発揮できる社会を構築する必要があります。特に、我が国最大の潜在力である女性の能力をいかすことが不可欠です。しかし、2017年に発表された「ジェンダー・ギャップ指数」は144カ国中114位と過去最低となり、その主な理由は女性の政治参画が遅れていることです。

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与するためには、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、基本原則、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定める必要があります。

現在、超党派の国会議員から、政治分野における男女共同参画について議論が提起されているところであり、地方議会においても、議論を開始しなければなりません。よって本議会は、

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案」の早期制定を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

続きまして、意見書案第3号、性犯罪等被害者への支援の拡充を求める意見書（案）

性暴力被害にあつては、被害者の人権が著しく侵害され、被害者が自らを個人として尊重されるべき存在であると認識することが困難になる等重大で深刻な被害が生じます。同時に、被害者がその被害の性質上、支援を求めることが難しく、事件として顕在化するものは氷山の一角に過ぎません。

性暴力被害の特殊性、申告性に鑑み、性暴力被害者が被害を受けたときから直ちに必要十分な支援を受け、中長期的にも支援を継続することができるように、各都道府県に最低一箇所はワンストップ支援センターを設置すべきです。

よって本議会は、政府に対し、性犯罪等被害者のためのワンストップ支援センターの設置の支援を含め、次の項目を含む施策の早急な実施を要望します。

#### 記

1. 性犯罪、性暴力被害者ワンストップ支援センターの設置を都道府県に促すことを内容とする法律を早急に制定すること。
2. 法律に基づき、24時間体制のワンストップセンター設置や全国共通番号の電話相談窓口の設置など性犯罪等被害者支援のための施策を総合的に策定し、必要な財政上等の措置を講ずること。
3. 政府は、ワンストップ支援センターへの援助などを定める性犯罪等被害者支援基本計画を策定すること。
4. 3. の基本計画の策定をはじめ関連する施策の立案においては、性犯罪等被害者、その支援者などがその立案過程に参加し実態に即した形で行われるようにすること。
5. 都道府県による性犯罪等被害者支援計画の策定を支援すること。
6. 性犯罪等被害者の状況、政府が講じた性犯罪等被害者支援施策の実施の状況に関する報告書を公表すること。
7. 強姦罪など性犯罪の刑法の適切な見直しを行うとともに、刑事手続きにおける被害者の負担を可能な限り軽減する方策、未成年者に対する性犯罪に係る公訴時効について検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

続きまして、意見書案第4号、子育て支援の拡充を求める意見書（案）

子育ての不安要素として、経済的な負担、仕事との両立が指摘されています。誰もが安心して出産・子育てができるよう子どもの成長にあわせて必要となる各費用について、支援を拡大

する必要があります。併せて、労働時間規制の強化により、女性も男性も「ワークライフバランス」（仕事と生活の調和）の実現が可能となる就労環境の整備も喫緊の課題です。

一方、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は2016年度で12万件を超え、過去最多となっています。また、子どもの貧困率が先進国の中でも高い水準に留まる中、十分な栄養を得ることができない子どもも増加しています。虐待や貧困で厳しい家庭環境下におかれ、個別の保護を必要とする子どもたちに対しても手厚い公的保護を行うべきです。

すべての子どもたちが健全に安心して育つことができ、すべての保護者がゆとりと責任を持って子育てができる社会の実現のため、本議会は政府に対し、次の項目を含む施策の早急な実施を要望します。

#### 記

1. 保健所や児童館などの子育て支援機能を強化し、育児の不安や地域での孤立を解消するため、子育て世代包括支援センターを中核とする、子どもの育ちや子育てを支える地域ネットワークを全国で推進すること。
2. 妊婦健診費用、出産費用、幼児教育・保育費用、就学関係費用、高等教育費用や育児休業給付など子どもの成長にあわせて必要となる各費用について、一層の助成や給付拡大を行うこと。
3. 妊娠・出産・子育てに関する悩みや、生活に関する悩み等について、いつでも相談ができるよう、24時間対応の全国統一番号のホットラインを開設するとともに、SNSを活用した相談体制の構築を進めること。
4. 中高生の子どもたちが気軽に立ち寄れる安全な居場所と思春期の子どもを持つ親が悩みを相談できる体制づくりを促進すること。
5. 長時間労働の規制を強化するとともに、育児休業や子どもの看護のための休暇等の取得、在宅勤務や育児中の短時間勤務等の推進など、仕事と子育ての両立ができる働き方を促進すること。
6. 男女が共に子どもを育てる社会を実現するために、女性の社会参加に不可欠な男性の働き方改革を実現し、育児参加の抜本的拡充に取り組むこと。
7. 「貧困の世代間連鎖」を断ち切るために、ひとり親家庭への支援を拡充するなど、子どもの貧困対策法に基づいた施策を行うこと。
8. 保護を必要としている子どもたちへの支援体制や保護者の相談体制を充実させるため、児童相談所など関係機関の機能強化をはかり、関係する民間団体との連携と支援を強化すること。
9. 実親が育てることが困難な子どもも家庭的な環境で育つことができるよう、「民間あ



っせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」に基づき特別養子縁組制度を拡充し、実親の支援、特別養子縁組制度の周知などを進めていくこと。

10. 児童虐待事案や特別養子縁組等の相談件数に比して十分な人員体制が整っていないことや専門性の高い職員が不足していることから、量と質の両面から児童相談所職員の抜本的拡充を行い、その上で、開所時間を弾力的に運営できるよう整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議長（板倉 香君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第39、意見書案第5号についてを議題といたします。

○

意見書案第5号 東海第二原発の延長申請の強行に抗議し、茨城県と原子力所在地域首長懇談会6市村に要望する意見書の提出について

○議長（板倉 香君） 提案者に提案理由の説明を求めます。7番須藤京子君。

〔7番須藤京子君登壇〕

○7番（須藤京子君） それでは、意見書案の朗読をもって提案理由とさせていただきます。

意見書案第5号、東海第二原発の延長申請の強行に抗議し、茨城県と原子力所在地域首長懇談会6市村に要望する意見書（案）

日本原子力発電株式会社（以下、原電と称す）が2017年11月24日、ついに東海第二原発の延長申請を強行した。

東海第二原発は、本年11月に運転開始以来40年を迎える老朽原発であり、原子炉のひび割れの危険性が高く、火災に弱いケーブルが4割を占め、地震津波による炉心損傷確率が最も高いなど、事故が起きる危険性がひとときわ高い原発である。しかも首都圏に唯一存在し、30キロ圏内に約100万人が住み、事故が起きた場合の避難する計画も立てられない、被害の大きさは全国最大級になる原発である。

2011年3月11日の東日本大震災の折にも、東海原発は危機一髪であった。地震2分後に緊急停止したが、炉心は極めて高温状態で、再臨界を起し暴走する可能性があった。外部電源がいずれも地震でダウンし、地震30分後の津波で非常用発電機3台、海水ポンプ3基のうち各1が水に浸かり動かなくなり、他にも不具合があって冷却システムの半分がダウンし冷却できないため、注水と圧力容器の弁を開けるベントが3昼夜に渡り100回以上も繰り返されたという。

また、非常用発電機3台、海水ポンプ3基のうち各2が残ったのも、間一髪であった。押し寄せてきた津波の高さは5.4メートル。東海原発の防潮壁は2日前に6.1mに増設する工事が完成していたために、なんとかセーフとなった。しかし、津波があと70cm高かったら、東海原発も福島原発と同様に全電源を喪失し、再臨界、炉心溶融、水素爆発となっていた危険性が高かったのである。

先の茨城県知事選挙での出口調査でも、約7割が東海第二原発の再稼働反対であったとも報じられている。

牛久市議会は、2012年3月の第1回定例会で「東海第二原発の再稼働中止と廃炉を求める意見書」提出の請願を採択し、2016年6月の第2回定例会で「まもなく40年を迎える東海第二原発の20年延長の申請をしないように求める意見書」を全会一致で可決している。

牛久市議会は、原電による東海第二原発の20年延長の強行に強く抗議するとともに、茨城県と原子力所在地域首長懇談会6市村（東海村、日立市、常陸太田市、那珂市、ひたちなか市、水戸市）に対し、以下の措置を講じられることを強く要望する。

1. 茨城県と原子力所在地域首長懇談会6市村は、原子力所在地域首長懇談会6市村の同意なしに、延長も再稼働も認められないことを主張し続けていただきたい。
2. 茨城県と原子力所在地域首長懇談会6市村は、国内でも最も危険で被害が大きくなる恐れがある東海第二原発の延長と再稼働に対し、民意に沿って反対の態度を堅持していただきたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上、皆様よろしくお願いたします。

○議長（板倉 香君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第40、意見書案第6号についてを議題といたします。



意見書案第6号 旧優生保護法下において避妊を強制された被害者に対する謝罪と賠償等を求める意見書の提出について

○議長（板倉 香君） 提案者に提案理由の説明を求めます。6番杉森弘之君。

〔6番杉森弘之君登壇〕

○6番（杉森弘之君） 意見書案第6号、旧優生保護法下において避妊を強制された被害者に対する謝罪と賠償等を求める意見書（案）について、提案をさせていただきます。

1948年から半世紀近く続いた旧優生保護法下で、知的障がいなどを理由に不妊手術を強制された宮城県の60代女性が本年1月30日、個人の尊厳や自己決定権を保障する憲法に違

反するとして、国家賠償を求めて仙台地裁に提訴した。

戦後成立した旧優生保護法（１９４８～１９９６年）は、ナチス・ドイツの優生思想に基づく「断種法」をモデルとした国民優生法を前身とするもので、国民優生法さえ認めなかった強制不妊手術を可能とした優生保護法は、強制手術の対象として知的障がいだけでなく難聴、ろう、色盲など２０以上の疾患を定めており、不妊手術は男女合わせて１万６，５００人を超えたが、国への提訴は今回が初めてである。

女性は２０１７年６月、県に対し、当時の「優生手術台帳」の情報開示を請求した。開示された資料には、不妊手術は、県の審査を経て１９７２年１２月に「遺伝性精神薄弱」を理由に行ったと記されているが、療育手帳の交付に関する県の資料には「遺伝負因なし」と記載されているという。県北部の病院で、卵巣と子宮を結ぶ卵管の峽部（きょうぶ）を縛る処置が施されていた。女性は手術後、腹部にたびたび違和や痛みを覚え、２０代で入院。卵巣の組織が癒着する悪性の卵巣嚢腫（のうしゅ）と診断され、右卵巣の摘出を余儀なくされた。さらに、不妊手術が原因で縁談もなくなったという。

優生保護法は、医師が必要と判断すれば、都道府県が作る審査会での決定を経て遺伝性の疾患や精神障害のある男女らの不妊手術を「優生手術」と呼び強制できるとしていた。宮城県では最年少は９歳女兒が手術を受けた。国、特に当時の厚生省が手術件数を増やすために地方自治体に働きかけ、自治体もそれに呼応し件数を競い合っていた実態があったことも注視する必要がある。

２０１６年に国連女性差別撤廃委員会が被害の実態調査と補償を行うよう日本政府に勧告。２０１７年２月には、日本弁護士連合会が「優生思想に基づく不妊手術や人工妊娠中絶は自己決定権などを侵害し、遺伝性疾患や精神障害などを理由とする差別」との意見書を発表し、国へ謝罪や補償などを求めている。

過去に同様の手術が行われたドイツやスウェーデンでは、国が謝罪し、補償を行っている。

国及び関係機関に対し、早急に以下の措置を講じられることを強く要望する。

- １．被害者に対し、国と関係機関は真摯に謝罪すること。
- ２．被害者に対し、国は誠意を持って賠償すること。
- ３．被害者に対し、国は責任をもって相談窓口の設置を含む救済制度を整備するとともに、必要な情報提供をすること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

以上であります。

○議長（板倉 香君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第４１、休会の件を議題といたします。

---

休会の件

○議長（板倉 香君） お諮りいたします。

明日3日ないし5日は、土日及び議案調査のため休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 御異議なしと認めます。よって、明日3日ないし5日は休会とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時07分散会